

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テスト(人材銀行、キャリア交流プラザ、求人開拓)</li> <li>民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託、失業等給付受給者に対する就職支援等)</li> </ul>
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州)</li> <li>地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)</li> </ul>
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム:ワーカー・プログラム(2011年6月～) 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18～24歳は9か月、また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題、一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。</li> </ul>
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業紹介クーポン 失業後一定期間を経過しても就職できない失業者が希望する場合、公共職業安定機関は、民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行する。</li> </ul>
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお、2009年1月より、ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され、名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職困難者の再就職支援の民間委託(2009年9月～) 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を、民間に委託することもある。</li> </ul>
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間に委託</li> <li>公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に、失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。</li> </ul>

### 3 就業構造

第3-16表 公共職業安定業務（続き）

Table 3-16: Public employment security services (cont.)

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)
中国	公共職業安定所(職業紹介所)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施している。公共職業安定所は「就職促進法」(2007年)に基づき各省、市が設置・運営している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>技工学校:中学校卒業者、高校卒業者、社会人再就職者</li> <li>就職訓練技術指導センター:就業困難者、レイオフ者、出稼ぎ労働者、失業者が対象</li> <li>政府は民間企業の職業紹介等業務の一部を委託し、民間企業が無料で職業紹介等を実施している。</li> </ul>
韓国	<p>雇用労働部の関係機関である雇用支援センターが、職業紹介、就業支援及び職業能力開発などの業務を行っている。また、雇用労働部の傘下機関の韓国産業人力公团が職業訓練や技能資格検定を、韓国雇用情報院が雇用情報ネットワークを担当している。</p> <p>全国的な組織網を持つ雇用支援センターが職業斡旋、職業指導、雇用情報の提供、民間部門に対する監督・指導、雇用保険事業、職業訓練、その他の雇用政策を実施している。</p>	<p>雇用支援センターに求職登録した15歳以上の失業者あるいは高等学校3年の在学中、進学しない者を対象に、大韓商工会議所の8つの人材開発院及び62の民間訓練機関において政府委託訓練を実施している。人材の不足する職種または国家経済発展の基幹となる職種の人材を養成することを目的としている。</p>

資料出所 日本:厚生労働省、イギリス:雇用年金省(DWP)、ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)、フランス:雇用局(Pôle emploi)等、オランダ:社会問題・雇用省(Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid)、中国:人的資源社会保障部等、韓国:雇用労働部、各ウェブサイト

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお、オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。